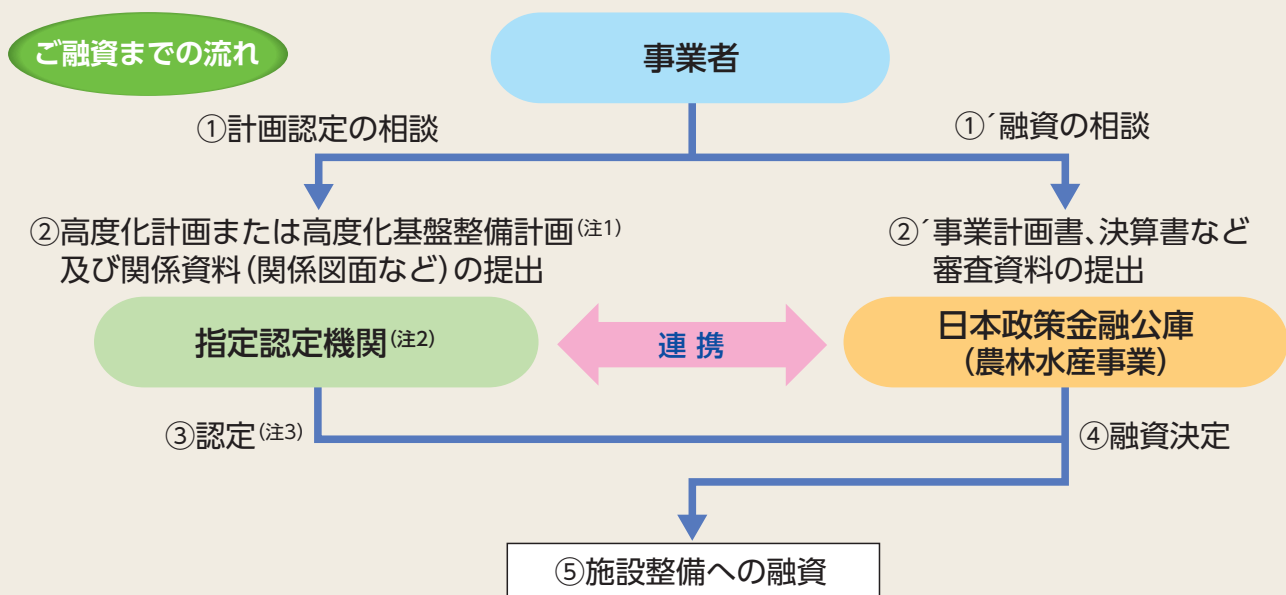


食品産業品質管理 高度化促進 (HACCP) 資金

— 食品の安全性の向上と品質管理の徹底を図るために —

食品の安全性の向上と品質管理の徹底を推進するため、HACCPを導入し、製造過程の管理の高度化を促進する事業(高度化事業)や、HACCP導入の前段階の衛生・品質管理等のための事業(高度化基盤整備事業)を行うのに必要な施設整備をお手伝いするための資金制度です。



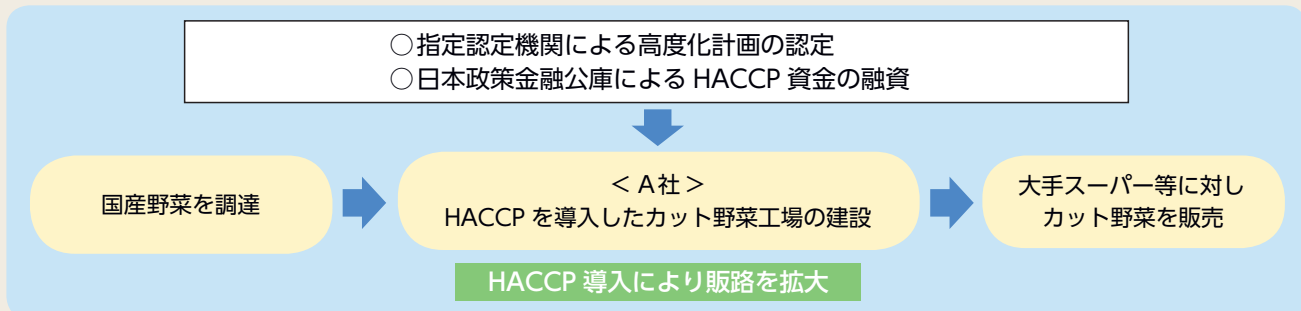
(注1) 高度化計画および高度化基盤整備計画とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく計画で、前者はHACCP導入までの体制・施設の整備について定めたもの、後者はHACCP導入の前段階の衛生・品質管理等のための体制・施設の整備について定めたものをいいます。

(注2) 指定認定機関とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づき、厚生労働大臣および農林水産大臣の指定を受け、食品の種類ごとに高度化基準を作成し、高度化計画および高度化基盤整備計画の認定を行う事業者団体をいいます。

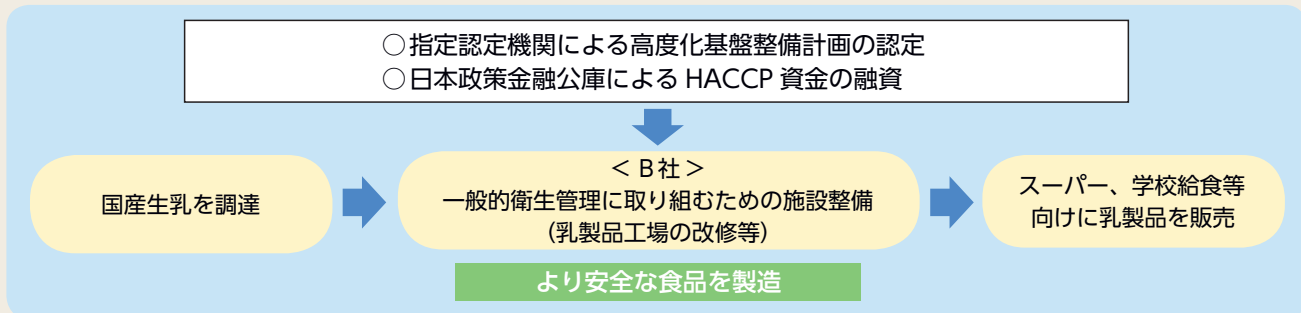
(注3) 高度化計画および高度化基盤整備計画の認定には、各指定認定機関が定める認定手数料等が必要です。

■ 融資事例 工場の新設・改修のほか、衛生管理施設や排水処理施設等の施設単体の整備にもご利用いただけます。

(事例①：高度化事業)



(事例②：高度化基盤整備事業)



融 資 条 件

対 象 者	●食品の製造または加工の事業を行う皆さま（中小企業者^(注)に限る） ※農林漁業者（その委託を受けたものを含む。）との間で、原材料として使用する農林畜水産物の品種、生産方法、調達規格、出荷方法、貯蔵方法等について取り決めを行う等により、1年以上（融資対象施設の稼働後）の安定的な取引関係にあり、品質の安定を図るための措置を講じていることが必要です。 （注）中小企業者とは、製造業を主たる事業とする事業者にあつては、資本金が3億円以下の会社、常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人、協同組合等をいいます。ただし、以下の方は規模に関わらず中小企業者に該当しません。 （例）農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます）、有限責任事業組合（LLP）
対 象 事 業	●指定認定機関の認定を受けた高度化計画または高度化基盤整備計画に基づき実施する下記の事業 ① 建物の整備 ② 衛生管理設備の設置 ③ 監視制御システムのための機械・設備の設置 ④ ①～③と併せて、一体的に導入する生産施設の整備 ※上記に併せて支出される、HACCP導入に係るコンサルティング費用、システム開発費、研究費等、HACCP導入施設の円滑な立ち上げに必要な費用が対象となります。詳しくは窓口までご相談ください。
利 率	（平成 年 月 日現在、融資期間 年の場合） ●融資額のうち2億7000万円まで % ただし、対象事業④の生産施設については % ●融資額のうち2億7000万円超 % ※利率はご融資期間によって異なります。詳しくは窓口までご相談ください。
融 資 期 間	10年超15年以内（うち据置期間3年以内）
融 資 限 度	●事業費の80%以内または20億円のいずれか低い額 ※対象事業④の生産施設の事業費については、既存処理能力の1.5倍相当分の事業費または業界の標準的な事業費（対象事業①～③の合計額の範囲内）が融資対象事業費の上限となります。
担保・保証人	ご相談の上、決めさせていただきます。

※ご融資に当たっては審査があり、ご希望に沿えない場合がございます。